

子育てガイドブック



新篠津村

子育てを応援します

子どもは家族の宝であるとともに、地域の宝です。

大切な子どもたちが、家庭、地域、社会全体で健やかに育てられるよう応援しています。

新篠津村ではさまざまな育児サポートをしていますので、このガイドブックをご活用ください。

目 次

- 1 妊娠がわかったとき・・・・・・・・・・ 1
- 2 赤ちゃん誕生おめでとうございます・・ 2～4
- 3 医療費を助成します・・・・・・・・・・ 5～6
- 4 子育てを応援します・・・・・・・・・・ 7～9
- 5 子育てをサポートします・・・・・・・・ 9
- 6 子どもを預けたい・・・・・・・・・・ 10～12
- 7 ひとり親家庭への支援・・・・・・・・ 12
- 8 相談ごとの支援・・・・・・・・・・ 13～15
- 9 小学校と中学校・・・・・・・・・・ 16～17
- 10 公共施設・・・・・・・・・・ 18
- 11 病院・歯科医院・急病センター・・・・ 19
- 12 困ったときは・・・・・・・・・・ 20

新篠津村役場 電話：57-2111

1 妊娠がわかったとき

母子健康手帳の交付

【問い合わせ：住民課保健予防係】

妊娠したかもしれないと思ったときは、産婦人科を受診しましょう。妊娠が確定したら、医療機関からもらった妊娠届を住民課に提出し、母子健康手帳が交付されます。母子健康手帳交付時は保健師・栄養士が面談を行い、不安や疑問にお答えします。

妊婦一般健康診査

【問い合わせ：住民課保健予防係】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査（14回）と超音波検査（6回）の受診票を交付します。（費用の一部が助成されます。）

妊婦歯科検診

【問い合わせ：住民課保健予防係】

妊娠中の口腔内のケアを目的に、歯科健診の費用の助成を行っています。

◎場所 しんしのつ村歯科診療所

◎料金 無料（1回分）

※母子手帳交付時に受診券を発行しています。



2 赤ちゃん誕生おめでとうございます

出生届

【問い合わせ：住民課戸籍年金係】

◎出生届

出生届は赤ちゃんを戸籍に入れる手続きです。赤ちゃんが生まれたら、出産に関わる様々な制度の関わりがありますので、早急に手続きを済ませましょう。

◎いつまでに

出生届は、子が生まれた時から**14日以内**（誕生日を含む）に役場へ提出して受理されて初めて戸籍に載ります。

◎提出先：住所地または本籍地、赤ちゃんの生まれたところの市区町村役場
※住民票がない市役所や役場でも可能です。

◎出生届の必要書類

- ① 出生届（出生証明書と一体になってます）
- ② 母子健康手帳



新生児・未熟児訪問

【問い合わせ：住民課保健予防係】

退院後から出生後1か月位までに、生まれた赤ちゃん全員の家庭を保健師が訪問し、発育・栄養・生活環境・疾病予防等の育児へ関する相談助言を行います。

また、未熟児・里帰り出産でお生まれになった新生児への訪問も実施します。

ブックスタート

【問い合わせ：住民課保健予防係】

新生児訪問の際に、絵本を2冊プレゼントしております。

赤ちゃんと保護者が絵本を介して、ゆっくりと心触れ合うひとときをつくり、赤ちゃんの「心の栄養」を育みます。

オムツ用ごみ袋の配布

【問い合わせ：住民課保健予防係】

現在2歳未満のお子さんがあるご家庭にオムツの廃棄用にごみ袋を贈呈しています。これから出生するお子さんには新生児訪問と10か月健診時に、また転入された方は転入時に交付します。

産婦一般健康診査

【問い合わせ：住民課保健予防係】

産後のお母さんに対する健康診査（2回分）の受診票を交付します。
（費用の一部が助成されます。）

新生児聴覚検査

【問い合わせ：住民課保健予防係】

新生児聴覚検査は赤ちゃんの耳の聞こえの検査です。検査を受ける受診票を交付し、費用の助成を行っています。（初回検査のみ）

生後1か月児健康診査

【問い合わせ：住民課保健予防係】

生後1か月頃にお子さんが、出産した医療機関で受ける健康診査について、費用の助成を行っています。

◎助成対象者

受診日に新篠津村に住所を有するお子さん。

◎助成額・助成回数

1か月健康診査にかかった費用1回分。

◎申請方法と必要なもの

医療機関で1か月健康診査を受診後、6か月以内に下記の必要書類をお持ちになり、申請手続きを行ってください。

- ① 医療機関が発行した領収書
- ② 通帳

乳幼児健康診査

【問い合わせ：住民課保健予防係】

お子さんの月齢に合わせた健康診査・発達相談を保健センターで実施しています。新篠津村では、4か月、7か月、10か月、1歳6か月、3歳での健診を実施しています。

乳幼児歯科検診

【問い合わせ：住民課保健予防係】

お子さんの成長に合わせて次のとおり歯科検診を実施しています。

◎対象者及び内容

・歯が生え始めてから6歳までの未就学児に歯科検診・歯科指導及びフッ素塗布を実施。

◎場所 しんしのつ村歯科診療所

◎料金 無料 対象者へ受診券を交付します。（1～2回分）



定期予防接種

【問い合わせ：住民課保健予防係】

お子さんにはさまざまな感染症を予防するため、予防接種があります。
下記の委託医療機関先で接種費用の助成を実施しています。
◎定期予防接種・・・ロタウイルス、小児用肺炎球菌、ジフテリア百日せき破傷風
ポリオ（五種混合、三種混合、不活化ポリオ、ヒブ）、結核（BCG）、麻しん風しん混合
（MR）、水痘、B型肝炎、日本脳炎、ヒトパピローマウイルス（HPV）
（※任意予防接種のおたふくかぜについても費用助成を行っています。）
詳しくは新生児訪問の際にご説明し、必要な書類をお渡ししています。

【予防接種が実施できる医療機関】

所在地	病院名	住所	番号
村 内	すこやかクリニック新篠津	新篠津村第46線北12番地	57-2334
岩見沢	岩見沢市立総合病院	岩見沢市9条西7丁目	22-1650
	あくつこどもクリニック	岩見沢市10条西4丁目	33-8000
	出口小児科医院	岩見沢市7条西5丁目	22-3570
	さとうキッズクリニック	岩見沢市大和1条9丁目	20-0310
	ふじねクリニック	岩見沢市7条東6丁目11-15	35-5617
江 別	江別市立病院	江別市若草町6番地	011-382-5151
	あずま子ども家庭クリニック	江別市野幌住吉町25-10	011-385-2500
	松尾こどもクリニック	江別市高砂町25-11 江別メディカル3F	011-384-8819
	よしなりこどもクリニック	江別市上江別東町44-17	011-391-4470



3 医療費を助成します

乳幼児医療費助成

【問い合わせ：住民課国保医療係】

☆0歳から高校生（18歳到達年度末）までのお子さんを対象に医療費（入院・通院）の全額を助成しています。

◎対象者及び助成内容

- ・新篠津村に住所を有する、0歳から18歳（到達後年度末）のお子さん。
- ・保険診療による一部負担金の全額を助成。

※ 保険外診療分（健診費用、薬容器代等）は助成の対象になりません。

◎助成方法

- ・保険医療機関等受診の際に、健康保険証と一緒に受給者証を提示することで助成が適用されます。
- ・全道の保険医療機関等で使用できます。

※道外の医療機関や受給者証を提示せずに受診したときは、役場窓口にて申請が必要となります。一旦、自己負担金を全額お支払いいただき、領収書と印鑑、通帳をご用意のうえ来庁ください。

※高額療養費、附加給付金等で給付がある場合は、その額を除き助成します。

※学校等の管理下での負傷等については、受給者証は使用できません。医療機関では、受給者証を使用せずに医療費の自己負担額をお支払いいただき、学校等を通して災害共済給付金を請求してください。

養育医療（未熟児等）

【問い合わせ：住民課保健予防係】

病院・診療所に入院する未熟児（2,000グラム未満など）に対し、その養育に必要な医療費の給付を行います。

◎病院・産院

病院等で養育医療が必要と判断されましたら、病院での説明を受けてから病院が発行する意見書などとともに、申請していただきます。

◎医療券

申請により村から医療券を発行しますので、病院に提出してください。

◎自己負担

養育医療に要する費用は、病院での負担（対象外を除く）はありませんが、保護者の所得税額に応じて、お子さんの養育医療費（入院等）の自己負担金が発生します。

後日村から納入通知書が届きますので、役場窓口等にて納入願います。

◎医療費助成

自己負担額は、乳幼児医療費助成の対象となりますので、助成申請をすることができます。

インフルエンザ予防接種費用助成

【問い合わせ：住民課国保医療係】

0歳から18歳（18歳到達の年度末まで）のお子さんのインフルエンザ予防接種費用の全額を助成します。

◎助成対象者

新篠津村に住所を有する0歳から18歳（18歳到達年度末）のお子さん。

◎助成額・助成回数

1人につき年度内2回まで、インフルエンザ予防接種費用の全額を助成します。

◎申請方法と必要なもの

医療機関でインフルエンザ予防接種費用をお支払い後、下記の必要書類をお持ちになり、役場住民課国保医療係にて申請手続きを行ってください。

- ① 医療機関が発行した領収書
（接種日、接種者氏名、医療機関名、インフルエンザ予防接種費用とわかる旨の記載があるもの）
- ② インフルエンザ予防接種済証または母子手帳
- ③ 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ④ 通帳（保護者名義のもの）

※インフルエンザ予防接種は**任意の予防接種**です。必ず接種しなければならないものではありません。

※予防接種による、副反応が生じる場合もありますので、**かかりつけ医等と相談し**、接種の検討をお願いいたします。



4 子育てを応援します

児童手当

【問い合わせ：住民課福祉係】

中学校修了（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までのお子さんを養育し、生計を同じくしている保護者。以下は一人あたりの月額。

◎支給額

3歳未満	月額	15,000円
3歳以上小学校修了前（第1子・第2子）	月額	10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	月額	15,000円
中学生	月額	10,000円
所得制限額以上である場合	月額	5,000円

※令和4年10月支給分から所得上限額が設けられました。所得上限額以上である場合、児童手当は支給されません。

◎支給方法 年3回（6月、10月、2月）

申請した月の翌月分から支給されます。支給月の前月分までを指定された金融機関の口座へ振り込みます。

◎申請方法

出生、転入により新たに受給資格が生じた場合や、第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合には、15日以内に申請してください。（公務員の方は勤務先に申請してください。）

児童養育助成

【問い合わせ：住民課福祉係】

3人以上の児を養育している家庭に、子育てにかかる経済的負担の軽減と家庭での子育て環境の向上と福祉の増進を図るため養育助成を行っています。

◎受給できる方

新篠津村に住所を有する18歳未満の児童を3人以上養育し、かつ最年少児童が3歳未満である保護者。

◎受給できる期間

最年少児童が3歳に達するまでの期間。

◎助成金額(月額)

18歳未満の児童を1人につき、5,000円
※例：3人の場合は月額15,000円
5人であれば月額25,000円

◎助成金の支払時期

3月・7月・11月にそれぞれ4か月分をまとめてお支払いします。

※村税等に滞納がある場合は、支給対象外となることがあります。



出産祝金

【問い合わせ：住民課戸籍年金係】

住民の出産を祝福するとともに、次代を担の健やかな成長を願い「出産祝金」の贈呈事業を行っています。

◎受給できる方

新篠津村に住所を有し1年以上の方にお子さんが誕生して、引き続き村に居住される方。

※注：村税等に滞納がある場合は対象外となることがあります。

◎祝金の金額

第1子 50,000円

第2子 50,000円

第3子以降 100,000円

◎申請方法

お子さんの出生届とあわせて申請してください。

◎申請時に必要なもの

- ① 通帳
- ② 届出人の印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）



小中学校入学祝金

【問い合わせ：教育委員会学校教育係】

小・中学校等への入学時に、次代を担う子どもたちの健やかで生き生きとした成長と保護者の経済的負担の軽減をはかるため「入学祝金」の贈呈事業を行っています。

◎受給できる方

入学時に村に住所を有するお子さんを扶養されている保護者等。

◎祝金の金額

小学校への入学時 1人 20,000円

中学校への入学時 1人 30,000円

はばたけ高校生応援支援金

【問い合わせ：教育委員会学校教育係】

高校生活にかかる費用の一部を助成することで、保護者の経済的負担を軽減し、教育環境の充実を図るため「高校生応援支援金」を支給します。

◎受給できる方

高等学校等に在学している生徒の保護者等（村内に住所を有すること）。

◎支援金の金額

高校生1人につき月額5,000円。

◎支給方法

4月から9月分を9月末日までに、10月から3月分を3月末日までにお支払いします。

◎支給期間

- ・高等学校等に入学した日の属する年度から卒業するまで支給します。（ただし、高等専門学校は、第3学年を終了するまでになります。）
- ・年度途中で村に転入し、支給対象者の要件に該当した場合は、該当した日の属する月から支給します。

- ・高等学校等を卒業、修了、または退学した場合は、その属する月をもって支給を終了します。
- ・高等学校等を休学した場合は、その属する月の翌月から支給を停止します。
- ・高等学校等に復学した場合は、その属する月から支給を再開します。
- ・保護者等が村外に転出した場合は、転出した日の属する月をもって支給を終了します。

◎申請方法

申請書を教育委員会へ提出してください。

5 子育てをサポートします

子育て支援センター きらい

【問い合わせ：社会福祉協議会Tel58-3335】

親子で楽しく遊ぶ、親と子のふれあいの場です。お友達を増やしたい、育児や生活情報を知りたい、育児について気軽に話がしたいという方など、専門員があそびの場を提供したり、相談に応じたりします。

場所	新篠津村保健センター	Tel 58-3335 (社会福祉協議会)
開設日	月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分	
休日	土曜・日曜・祝祭日・年末年始	

◎赤ちゃん教室

対象 生後1か月～11か月までのお子さんと親
 内容 赤ちゃんの遊び、健康、栄養についてのお話や、保護者同士の交流ができる場
 開催日 年4回(6月、9月、12月、3月) 10時～11時30分
 対象のご家庭には、個別にご案内します。

◎親子のあそび場

対象 0歳～就学前までのお子さんと親
 妊娠されている方とその配偶者
 内容 お母さん同士の交流や、遊び・ベビーマッサージ・カフェ事業などのプログラムを通じて親や子が楽しめる場
 開催日 月3～4回 10時～11時30分



6 子どもを預けたい

保育所(へき地保育所)

【問い合わせ：住民課福祉係

または、学校法人小寺学園Tel57-2535】

保育所の入所は、4月1日現在で2歳以上の就学前のお子さんが対象となります。
なお、年度途中で満2歳になられるお子さんについては、誕生月の翌月(1日生まれのお子さんは当月)から入所可能となります。

◎保育所の名称

保育所名	定員	延長保育	所在地区	連絡先
すくすく保育所	120人	○	中央地区(市街地)	57-2535
たかくら保育所	50人	×	第5地区	58-3021

※延長保育 登所：午前7時30分から 降所：午後6時30分まで

◎保育時間

- ・夏期間(4月～10月) 平日 午前8時～午後5時30分
土曜 午前8時～正午(12時)

※ただし、土曜のうち4月の第3土曜～6月の第2土曜までと9月～10月の土曜は、平日と同じ時間になります。

- ・冬期間(11月～3月) 平日 午前8時～午後5時30分
土曜 午前8時～正午(12時)

※ただし、たかくら保育所は

平日 午前8時30分～午後4時30分
土曜 午前8時30分～正午(12時)

◎保育料

保育児童の年齢	月額保育料
3歳児・4歳児・5歳児 (就学前の3年間)	無料
2歳児	10,000円
途中入所2歳児	12,000円
延長保育	1回200円～500円 月額上限5,000円

※1. 0～2歳までのお子さんで住民税非課税の方は0円になります。

2. 保育料の減免 小学校3年生以下の範囲において、お二人目以上の入所で減免制度があります。

◎その他の経費

- ・給食費：月額4,000円程度

(年収360万円未満のお子さんと全世帯の第3子以降のお子さんの副食費は免除になります。)

- ・運営費：月額4,000円程度(行事費・おやつ代、絵本代等)

乳児保育所（小規模保育事業所）【問い合わせ：住民課福祉係

または、学校法人小寺学園Tel57-2535】

◎保育所の名称

保育所名	定員	延長保育	所在地区	連絡先
ひまわり保育所	19人	○	中央地区 (すすく保育所隣接)	35-5171

- ◎入所対象 生後8週（57日）以上の乳児及び4月2日現在で2歳未満のお子さん
- ◎入所条件 両親が日中働いている、長期病気治療等のため乳児等の養育ができないなどの家庭の乳児等
- ◎保育時間 平日 午前8時～午後5時30分
土曜 午前8時～正午（12時）
※延長保育 登所：午前7時30分から 降所：午後6時30分まで
- ◎保育料 市町村民税の額により算定し、月額28,000円が上限額です（給食費・おやつ代を含む）。
住民税非課税世帯のおさんは無料です。
2人以上入所の場合、減額制度があります。
延長保育の利用料は、1回300円～600円で、月額上限5,000円です。

託児事業

【問い合わせ：社会福祉協議会Tel58-3335】

小学校下校後、帰宅しても保護者の就労等により不在の小学児童と、長期休業日にあたる保育所と小学児童の健全な育成と保護を目的に「託児」を開設しています。

【小学生の託児事業（たんぽぽ託児所）】

- ◎開設日：小学1～4年生 平日（月曜日から金曜日）と春・夏・冬休み期間
：小学5～6年生 行事振替休業日と春・夏・冬休み期間
但し、土日祝祭日、年末年始は休み（12/31～1/5）
- ◎開設時間：平日 下校時～午後6時
：休み期間 午前8時～午後6時
- ◎利用料：月額 11,000円
月7日以内利用の場合 1日 1,200円
半日 600円
おやつ代（1回につき） 100円
- ◎保険料：年額 保護者負担 900円程度
- ◎場 所：商工会館他

【保育所託児】

- ◎開設日：保育所の春・夏・冬休み期間
但し、土日祝祭日、年末年始は休み（12/31～1/5）
- ◎開設時間：午前8時～午後6時
- ◎利用料：1日 1,200円
おやつ代（1回につき） 100円
- ◎場 所：保健センター



幼稚園

※新篠津村には、幼稚園がありません。

7 ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

【問い合わせ：住民課福祉係】

離婚などによるひとり親家庭で、18歳未満のお子さん（障がいがある場合は20歳未満）を養育する父もしくは母、又は父母にかわって子と同居し養育している人に支給されます（所得制限あり）。

【全部支給の場合】

◎支給額	児童1人	月額	45,500円
	児童2人目		10,750円加算
	児童3人目以降1人につき		6,450円加算

【一部支給の場合】

◎支給額	児童1人	月額	45,490円～10,740円
	児童2人目		10,740円～5,380円加算
	児童3人目以降1人につき		6,440円～3,230円加算

(R6.4.1 現在)

ひとり親家庭の医療費助成(福祉医療)

【問い合わせ：住民課国保医療係】

18歳未満（大学・専門学校在学者は20歳未満）のお子さんを扶養している母子、父子、父母のない児童について医療費の一部もしくは全部を助成します。（所得による制限があります。）

◎助成対象者

新篠津村に住所を有するひとり親家庭等の18歳未満のお子さんとその親。また、両親が死亡などの理由で両親以外の者に監護されているお子さん。

※大学進学等により母（父）の扶養を継続される方は、申請により20歳の誕生日の月末まで対象。

◎助成内容

保険診療の自己負担額分を助成します。（親は入院・訪問看護のみ助成対象。）

〔18歳（到達後年度末）までの児童〕

・自己負担額の全額を助成。

〔親・大学進学等により母（父）に扶養されている児童〕

・課税世帯：自己負担額が1割となります。

・非課税世帯：初診時一部負担金（医科：580円、歯科510円）が自己負担となります。

◎助成方法

・保険医療機関等受診の際に、健康保険証と一緒に受給者証を提示することで助成が適用されます。

・全道の保険医療機関等で使用できます。

※道外の医療機関や受給者証を提示せずに受診したときは、役場窓口にて申請が必要となり

ます。一旦、自己負担金を全額お支払いいただき、領収書と印鑑、通帳をご用意のうえ、ご来庁ください。

※高額療養費、附加給付金等で給付がある場合は、その額を除き助成します。

※学校等の管理下での負傷等については、受給者証は使用できません。医療機関では、受給者証を使用せずに医療費の自己負担額をお支払いいただき、学校等を通して災害共済給付金を請求してください。

8 相談ごとの支援

主任児童委員：地域の身近な相談役

【問い合わせ：住民課福祉係】

子どものことで相談したいときは地域の主任児童委員さんに連絡してください。

地域には厚生労働大臣から委嘱された「民生委員・児童委員」と「主任児童委員」がいます。「主任児童委員」は、子どもや子育てに関する悩みなど、特に児童福祉に関することを担当しています。

地域で子育て活動にたずさわってきた方々が親身に相談にのります。その相談を受けて必要なサービスが受けられるように関係機関につなぎます。

相談の内容は秘密が守られますので、安心して相談してください。

地域の主任児童委員

担当地区	氏名	連絡先
全村一円	安藤京子	58-3928
	小野直子	050-1214-2332

子育て支援センター きらり

【問い合わせ：社会福祉協議会 TEL58-3335】

子育て支援センターでは担当保育士が育児や生活情報の提供とともに、育児についての気軽な話やご相談にも対応しています。

専門員常駐日 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

(土曜、日曜、祝祭日、年末年始休み)

子育て世代包括支援センター

【問い合わせ：住民課保健予防係】

妊娠から出産、子育てにわたるまでの様々な相談に保健師が応じ、各種機関と連携し切れ目のない支援を行います。

教育や発達の相談

お子さんのことで悩んだり、困ったりしている場合は、一人で悩まないで相談してください。

◎このようなときには相談ください

- ・発育や発達が気になる。
- ・学習のつまずきや遅れで困り感をもっている。
- ・ことばの遅れや発音が気になる。
- ・落ちつきがなく、情緒面が不安定である。
- ・お友だちとの関係がうまくいかず悩んでいるなど、お子さんのことで悩み、お困りのことがあればお早めにご相談ください。

◎お子さんの発達や教育のことについての相談窓口

◇就学相談

・新篠津村教育委員会では、発育・発達に心配や不安のあるお子さんや、心身に障がい（疑いのある場合も含みます）のあるお子さんについて、小中学校への入学や進学にあたって、お子さんが十分に力を発揮し、楽しい学校生活を送ることができるよう、就学相談を行っています。

就学相談では、就学に関する流れの説明、情報提供や必要な検査についてのアドバイスを行い、その結果をもとにお子さんの望ましい就学先について、保護者の意思を尊重しながら一緒に考えていくものです。

【新篠津村教育委員会学校教育係】

◇新篠津村ことばの教室（新篠津小学校内）

- ・お子さんの発音、ことばに関する相談

【新篠津村教育委員会学校教育係】

◇新篠津高等養護学校（特別支援学校）

- ・お子さんの発達や教育、進学に関する相談

【新篠津高等養護学校 Tel58-3280】

◇江別市子ども発達支援センター

- ・就学前のお子さんの発育、発達等に関する相談

【住民課子育て世代包括支援センター（保健予防係内）または
江別市子ども発達支援センター Tel011-385-1015】

◇北海道立特別支援教育センター

- ・お子さんの発達、障がい、教育に関する相談

【新篠津村教育委員会学校教育係 または

北海道立特別支援教育センター TEL011-612-6211】



9 小学校と中学校

学校

学校名	住所	電話番号
新篠津小学校	新篠津村第46線北10番地	57-2179
新篠津中学校	新篠津村第47線北7番地	57-2331



就学援助

【問い合わせ：教育委員会学校教育係】

就学援助とは、経済的な理由により、お子さんの小中学校でかかる経費（学校用品・給食費など）の負担が困難なご家庭に対して、援助を行う制度です。

援助対象は、新篠津村在住で前年の収入額が基準額を超えない世帯などです。ただし、生活保護を受けている方は、教育扶助費が支給されていますので、一部の対象経費を除き、支給の対象となりません。

◎申請方法

毎年3月頃、小中学校をとおして、全世帯に申請書をお配りします。また、教育委員会学校教育係へお越しいただいても申請書をお渡しします。

なお、小中学校へ新たに入学する児童生徒がいる場合は、新入学児童生徒学用品費を入学前の3月にも支給できることとしていますので、該当となる方は1月中に申請できます。

年度ごとの認定になりますので、現在、就学援助を受けている方も申請することとなります。ただし、前年度に援助を受けられていた方でも、収入の状況や世帯の状況などにより認定されないことがあります。

◎申請書の提出先 新篠津村教育委員会学校教育係

◎認定について

審査の結果は、認定・不認定にかかわらず、5月上旬頃に教育委員会から全員の方に文書にてお知らせします。

◎就学援助支給費目

学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、医療費、学校給食費、日本スポーツ振興センター共済掛金、卒業アルバム代等

※新入学児童生徒学用品費等は、当該年度の4月1日に在籍する児童生徒に限り支給します。

なお、こちらについては、対象となり得る方に文書にてご案内させていただいておりますが、「新入学児童生徒学用品費等給付金申請書」を1月末までに申請すれば、新入学児童生徒学用品を入学前（3月）に支給する制度もあります。

※体育実技用具費（スキー）は、11月末までに認定した小学校1年生、小学校4年生及び中学校1年生に支給します。

※卒業アルバム代等は、2月末までに認定した小学校6年生及び中学校3年生に支給します。

特別支援教育就学奨励費

【問い合わせ：教育委員会学校教育係】

特別支援教育就学奨励費とは、新篠津村内の小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者等の負担軽減のために、小中学校でかかる経費（学用品費、給食費など）の援助を行う制度です。

認定は、申請者の世帯の前年の所得額に基づいて行います。ただし、奨励費は、就学援助と重複して受給はできません。

◎申請方法

毎年5月頃、教育委員会から、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に申請書をお配りします。

年度ごとの認定になりますので、現在、特別支援教育就学奨励費を受けている方も申請することとなります。

◎申請書の提出先 新篠津村教育委員会学校教育係

◎認定について

審査の結果は、6月頃に教育委員会から申請者全員に文書にてお知らせします。

◎特別支援教育就学奨励費支給費目

学用品費、通学用品費、校外活動費、通学費、修学旅行費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、付添費、学校給食費

※学用品費、通学用品費の支給については、購入した際の領収書またはレシートが必要となります。

※新入学児童生徒学用品費等は、当該年度の4月1日に在籍する児童生徒に限り支給します。

※体育実技用具費（スキー）は、11月末日までに認定した小学校1年生、小学校4年生及び中学校1年生に支給します。



10 公共施設

図書室・体育館など

施設名	概要	電話番号
自治センター図書室	<ul style="list-style-type: none"> 開館 9:00～22:00（年末年始休館） 蔵書冊数 約8,575冊 （うち児童書約1,768冊） 	57-2011
保健センター 児童図書コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 開館 8:45～17:15（土日祝日・年末年始休館） 蔵書冊数 児童書約300冊 	58-3335
B&G 体育館	<ul style="list-style-type: none"> 開館時間 10:00～21:00（年末年始休館） 利用料金 新篠津村民は無料 	
村営プール	<ul style="list-style-type: none"> 開設期間 6月1日～9月30日 利用時間 午前10時～最長午後8時 （月または曜日により設定あり） 休館日 ①月曜日（月曜日が休日の場合は翌日が休館日。ただし、小中学校の夏季休業期間については、月曜日でも開館する） ②夏季施設点検（8月14日～16日） ③青空まつり当日 料金 有料 	58-3160



11 病院・歯科医院・急病センター

病院

医院名	診療科目	TEL	住所
すこやかクリニック新篠津	総合	57-2334	新篠津村第46線北12番地

歯科医院

医院名	TEL	住所
しんしのつ村歯科診療所	39-2118	新篠津村第45線北14番地

夜間急病センター

医院名	診療科目	TEL	住所
江別市夜間急病センター (18:30～翌朝6:30)	内科 小児科	011-391-0022	江別市錦町14-5

薬局

医院名	TEL	住所
薬局あいドラッグ新篠津店	38-4567	新篠津村第46線北12番地



※休日の救急当番病院は毎月の「広報しんしのつ」でご確認ください。

12 困ったときは

各種電話相談のご案内

ひとりで悩まず、いつでも、気軽に相談して下さい。

相談種別	窓口の名称	相談対応時間 相談日	電話番号
子育てに関すること	エンゼルキッズこども 家庭支援センター	24時間	011-372-8341
児童虐待等	北海道中央児童相談所	電話対応24時間 開庁時間(月～金) 8:45～17:30	011-631-0301
配偶者やパートナー からの暴力	北海道立女性相談援助 センター	(月～金) 9:00～17:00 夜間 17:30～20:00 (土日祝) 9:00～18:00	011-666-9955 女性専用
死にたい気持ち について	北海道いのちの電話	24時間	0120-783-556
いじめについて	教育相談電話 (石狩振興局)	(月～金) 8:45～17:30	011-221-5297
	子どもの人権 110番	(月～金) 8:30～17:15	0120-007-110
	子ども相談支援センター	24時間	0120-3882-56
	チャイルドライン	16:00～21:00	0120-99-7777 18歳以下対象





ご利用及び掲載内容に、お気づきの点がございましたら
下記までお知らせください。

新篠津村役場 住民課 電話：57-2111

平成 26 年 10 月発行
平成 27 年 4 月改訂
平成 27 年 8 月改訂
平成 28 年 4 月改訂
平成 29 年 2 月改訂
平成 30 年 5 月改訂
平成 31 年 3 月改訂
令和元年 10 月改訂
令和 2 年 4 月改訂
令和 3 年 4 月改訂
令和 4 年 4 月改訂
令和 5 年 4 月改訂
令和 6 年 4 月改訂

